

前橋市監査委員公表第 8 号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 5 日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	長	岡	敏
同	鈴	木	俊
同	金	井	清

水道局定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年11月27日～令和6年1月17日

措置通知書提出日 令和6年 7月25日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
【監査対象所属：下水道整備課】 1 財産管理事務について（指摘事項） (1) 施設の管理について 水道局会計規程第105条第1項において、主務課長は、その所管に属する固定資産を善良な管理及び注意をもって管理を行うものと規定している。 しかし、今井地区集落排水処理施設の地下2階ポンプ室において、コンクリート壁面に爆裂している箇所が数箇所あった。また、同コンクリート壁から吐出している臭気管と壁の接続部より地下水が染み出していた。コンクリート壁面の爆裂を放置することにより、コンクリート壁面内の鉄筋が錆び、構造的に重大なダメージを引き起こす原因になる。 また、臭気管と壁の接続部から地下水が染み出ていることで、下部に位置する爆裂箇所に地下水が侵入し鉄筋の錆びが促進され、爆裂箇所がより広範囲に拡大する可能性がある。 当該施設は集落の排水処理を担い、生活に密着している重要な施設であることから、施設運営に支障をきたさないために、水道局会計規程にのっとり、早期に修繕を行うなど適正な施設管理を行うよう改善された。	監査結果に基づき、地下2階ポンプ室において、コンクリート壁面の爆裂箇所は、爆裂箇所をはつり、鉄筋に防錆処理を施し、樹脂モルタルで平滑に整え塗装による修繕を行った。 また、コンクリート壁面と臭気管との接続部から地下水が染み出ている箇所については、エポキシ樹脂を注入し、亀裂箇所を埋めた後、塗装で仕上げ、地下水が染み出ないよう修繕を行った。 各施設の管理体制においては、前橋市市有施設点検マニュアルにのっとり、各集落排水処理施設を点検することで、修繕箇所を把握し、計画的で適正な施設管理が行えるよう改善した。